

空調機保守管理業務委託標準仕様書

1. 対象物件

- (1) 所在地 : 名護市大中一丁目 19 番 24 号
- (2) 名称 : 名護市産業支援センター
- (3) 対象設備

業務用空調機、電算室専用空調機、熱交換器、換気扇

※別紙参照

2. 業務内容

(1) 共通事項

- ① 検査、点検等の実施日時、実施方法は委託者と協議の上決定すること
- ② 委託者が必要と認めた場合（臨時・緊急）、詳細工程表を作成し、委託者へ提出すること
- ③ 結果報告書、実施報告書は遅滞なく委託者へ提出すること。また、その他関係機関への提出書類を作成すること
※必要に応じて写真を添付すること
- ④ 点検作業は、点検対象設備が関係法令に適合し、その機能を十分発揮できるように誠実に行うこと
- ⑤ 点検作業は、各設備の点検に必要な資格を有する者を配置すること
※資格証添付（電気工事士）
- ⑥ 点検中に異常及び不良・故障箇所を発見した場合、些細なことでも迅速に委託者へ報告し、指示を受けること
- ⑦ 点検対象機器と図面との照合を行い、違いがある場合は、委託者へ報告し、協議することとする。
- ⑧ 定期的に空調機器の点検等を行い、機能の劣化及び破損等による事故発生を予防するとともに設備の寿命を延ばす技術努力に努める。
- ⑨ 名護市産業支援センターには、省エネルギー対策として、当センターと自家用電気工作物保守管理業務の委託契約を締結している者がデマンド監視装置を設置していることに注意し、空調機器の保守点検業務と関連し、必要あるときは、その者と連携を図るものとする

(2) 保守点検

① 業務用空調機

保守点検	年 1 回
フィルター清掃	年 3 回

② 電算室専用空調機

保守点検	年 2 回
加湿機、ドレンパン、凝縮器、フィルター清掃	年 6 回

③ 熱交換器

保守点検	年 1 回
フィルター清掃	年 3 回

④ 換気扇

保守点検	年 1 回
------	-------

(3) その他

- ① 事故、又は故障、不具合により、要請があれば直ちに、技術者を派遣し、調査、点検、調整等をおこなうこと
- ② 夜間、休日緊急連絡先を提出すること
- ③ 指定管理者が必要と認めた軽微な作業について、契約の範囲内で実施すること
- ④ 本仕様に定めのない事項については、協議のうえ決定する